

2019年12月16日
一般社団法人九州経済連合会
九州航空宇宙開発推進協議会

「オール九州による宇宙開発促進に向けた内之浦射場活用研究会」設立について

当会の関連団体であります九州航空宇宙開発推進協議会の取組みのひとつとして、「オール九州による宇宙開発促進に向けた内之浦射場活用研究会（略称：射場活用研究会）」を設立いたしましたのでお知らせいたします。

事務局は九州航空宇宙開発推進協議会、鹿児島県肝付町、株式会社九州経済研究所により共同設置しております。

別添資料(3枚)に設立の目的・背景、会員名簿、規約を記載しておりますのでご参照ください。

記

1. 設立の目的

産学官金によるオール九州の連携体制により、内之浦射場を活用した宇宙産業振興及び産業振興に資する研究や人材育成の支援を図ることで、九州地方における地域産業経済の発展に寄与すること。

2. 発起人

鹿児島県 肝付町長 永野 和行

3. その他、詳細につきましては別紙をご参照ください。

※参考 「九州航空宇宙開発推進協議会」とは

わが国における航空宇宙開発の促進、当地域における航空宇宙関連産業の振興、宇宙開発拠点の形成、関連実験・試験・研究・訓練機関等の建設誘致等を促進して、地域産業経済の発展に寄与することを目的として、地域の産学官が連携して活動する団体。

- ・会長：麻生 泰(九経連会長)
- ・事務局：一般社団法人九州経済連合会 産業振興部内

【お問合せ先】

(一社)九州経済連合会 産業振興部 松田
(福岡市中央区渡辺通2-1-82電気ビル共創館6F)
TEL : 092-761-4261 E-mail : sa_matsuda@kyukeiren.or.jp

以上

報道機関 各位

射場活用研究会 会長 的川 泰宣

「オール九州による宇宙開発促進に向けた内之浦射場活用研究会」の設立について

晩秋の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、鹿児島県肝付町長が発起人となり「オール九州による宇宙開発促進に向けた内之浦射場活用研究会（略称：射場活用研究会）」を設立しましたのでお知らせいたします。

【 設立の目的 】

産官学によるオール九州の連携体制により、内之浦射場を活用した宇宙産業振興及び産業振興に資する研究や人材育成の支援を図ることで、九州地方における地域産業経済の発展に寄与することを目的とします。

【 設立の背景 】

民間による宇宙開発事業への参入のための法整備を受けて、宇宙産業はベンチャー企業等の台頭により市場の活性化が進展しており、これに呼応する形で国内各地における関連ベンチャー企業や宇宙関係施設の誘致・育成・拠点化を目指す活発な動きがあります。そこで、既存射場を活用した宇宙産業振興及び産業振興に資する研究や人材育成の支援を図ることで「九州地方における地方創生の実現」を目指します。

【 発起人 】

鹿児島県 肝付町長 永野 和行

【 研究会の位置付け 】

一般社団法人九州経済連合会

会長 麻生 泰

九州航空宇宙開発促進協議会

会長 麻生 泰

オール九州による宇宙開発促進に向けた内之浦射場活用研究会（本会）

会長 的川 泰宣

【 事務局 】

鹿児島県肝付町・九州航空宇宙開発推進協議会・株式会社九州経済研究所による共同設置

<< 共同事務局 >>

九州航空宇宙開発推進協議会 [(一社)九州経済連合会 産業振興部内]

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通 2-1-82 電気ビル共創館 6F

TEL 092-761-4261 FAX 092-724-2102

オール九州による宇宙開発促進に向けた既存射場の活用研究会会員名簿

	所属	役職	氏名
1	国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構	名誉教授	的川 泰宣
2	株式会社 QPS研究所	取締役・研究所長	八坂 哲雄
3	国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構 新事業促進部	部長	岩本 裕之
4	株式会社 IHIエアロスペース 営業部	次長	中村 陽一郎
5	三菱重工業 株式会社 防衛・宇宙セグメント 宇宙事業部 技術部	部長	坪井 正徳
6	久留米工業大学 工学部 交通機械工学科	特別教授	麻生 茂
7	九州工業大学大学院 工学研究院 先端機能システム工学研究系	教授	趙 孟佑
8	株式会社 日本政策投資銀行 南九州支店	支店長	新崎 恭史
9	株式会社 鹿児島銀行	常務取締役	塚原 清太
10	鹿児島県庁 企画部	部長	古蘭 宏明
11	鹿児島県 肝付町	町長	永野 和行

事務局

- 九州航空宇宙開発推進協議会（九州経済連合会 産業振興部内）
- 鹿児島県 肝付町（企画調整課）
- 株式会社 九州経済研究所（企画戦略部）

オール九州による宇宙開発促進に向けた内之浦射場活用研究会規約

(名称)

第1条 本会は、オール九州による宇宙開発促進に向けた内之浦射場活用研究会(以下、「射場活用研究会」という。)と称す。

(事務局)

第2条 射場活用研究会の事務局は、鹿児島県肝付町・九州航空宇宙開発推進協議会・株式会社九州経済研究所が共同で設置する。

(目的)

第3条 射場活用研究会は、産官学金によるオール九州の連携体制により、ロケットの在り方に関する国の検討内容を踏まえながら内之浦射場等を活用した宇宙産業振興を図ることで、九州地方における地域産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 射場活用研究会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1)内之浦射場等の活用による地域活性化に向けた「課題・ニーズ」及び「課題解決・ニーズ実現に向けた取組み」の研究に係る活動。
- (2)「課題解決・ニーズ実現に向けた取組み」に関わる「プレイヤー」や「費用」等を協議し、実践に向けた具体的な内容を研究・情報共有するとともに、国や民間等からの支援を活用した取組みの実践に係る活動。
- (3)その他、射場活用研究会の目的を達成するために必要な活動。

(会員)

第5条 射場活用研究会の会員は、第3条の目的に賛同する団体及び個人をもって構成する。

- 2 必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(役員)

第6条 射場活用研究会に役員として、会長1名・副会長1名を置く。

- 2 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長不在等のときはその職務を代理する。

(その他)

第7条 このほか、本規約に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

本規約は、令和元年10月9日から施行する。